

社会福祉法人サン・ビジョン 幼保連携型認定こども園 サン・サンこども園

重 要 事 項 説 明 書

教育・保育の提供開始にあたり、園の運営に関する規準(平成26年内閣府令第39号)第5条に基づいて、当園が保護者に説明すべき重要事項は次の通りです。

第1条 事業者

事業者名称	社会福祉法人サン・ビジョン
主たる事務所の所在地	愛知県名古屋市東区葵三丁目25番12号
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 唐澤 剛
電話番号	052-856-3311

第2条 ご利用施設

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	幼保連携型認定こども園 サン・サンこども園 グレイスフル塩尻
施設の所在地	塩尻市大門八番町9-10
管理者氏名	園長 宮越 淳子
連絡先	電話 0263-51-6214

第3条 施設の目的・運営方針

目的	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)にのっとり、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること並びに急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とします。
運営方針	<ol style="list-style-type: none"> 自ら興味・関心を持って環境に関わり、チャレンジしたことへの充実感や満足感を味わい発達段階に則した心情・意欲・態度を培えるよう教育・保育を提供します。 家庭との連携を図り共に子どもの成長と自立の喜びを共有できる環境を作ります。 職員の資質の向上を図るため、職員教育と研修に努めるものとします。

第4条 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷 地 全 体	3 8 3 2. 6 m ²
	園 庭	2 0 6. 6 9 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート構造
	延 べ 面 積	9 6 9 m ²

(2) 主な設備

設 備	居 室 数	備 考
乳 児 室	1 室	そら組（0歳児・1歳児クラス）
ほ ふ く 室		
保 育 室	4 室	にじ組（2歳児クラス） ほし組（3歳児クラス） つき組（4歳児クラス） おひさま組（5歳児クラス）
遊 戲 室	1 室	“でん”（室内遊具）設置
調 理 室	1 室	給食業務は業者委託で完全自園給食を提供
医 務 室	1 室	体調不良のお子さんが一時的に体を休める部屋

第5条 利用定員

認 定 区 分		利 用 定 員	
1号 認 定 子 ど も		3歳以上各クラス4名	計12人
2号 認 定 子 ど も		3歳以上クラス各クラス8名	計24人
3号 認 定 子 ど も	満1歳以上	1歳9名 2歳12名	計21人
	満1歳未満	0歳3名	計3人

第6条 職員の配置状況

園では、塩尻市（市町村の条例）の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職 種	員数	常勤	非常勤
園長	1人	1人	—
主幹保育教諭	1人	1人	—
保育教諭	0歳 園児 3人に対して保育教諭1人 1歳 園児 5人に対して保育教諭1人 2歳 園児 6人に対して保育教諭1人 3歳 園児 15人に対して保育教諭1人		

	4歳 園児 25人に対して保育教諭1人		
	5歳 園児 25人に対して保育教諭1人		
事務職員	1人	1人	

※園児数などにより上記の配置人数を変更する場合があります。

第7条 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	
園長	8：15～17：15	
主幹保育教諭 保育教諭	早番	7：15～16：15
	日勤	8：15～17：15
	遅番	9：00～18：00
	延長保育	15：30～19：00
事務職員	9：00～18：00	

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

※ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

第8条 教育・保育・一時保育・延長保育を提供する時間・休園日

1 号	教育・保育時間 平日（月～金）	9：00～15：00
	一時預かり（平日）	7：30～8：30 15：30～16：30
	休園日	土曜・日曜・祝日 希望保育期間

2 ・ 3 号	短時間認定	教育・保育時間	8：30～16：30
		延長保育	7：30～8：30 16：30～19：00
	標準時間認定	教育・保育時間	7：30～18：30
		延長保育	18：30～19：00
休園日		日曜・祝日 1月1日～1月3日	

※表中の号数は、子ども・子育て支援法第20条に規定される支給認定の各区分を表しています。

※利用時間は、保育標準時間・保育短時間それぞれの上限時間の範囲内で、園長が保護者の状況を考慮して決定します。（土曜保育利用含む）

第9条 提供する教育・保育の内容

園では、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第1号）に基づき、子どもの心身の状況等に応じて、次に掲げる教育・保育の提供等を適切に行います。

(1) 教育・保育理念

- ・子どもの無限の可能性を引き出し個々のもつ力をはぐくみ、地域で育てる環境をつくります。
- ・子どもの優しい心、豊かな心、強い心を育てます。

(2) 教育・保育目標 『やかたづくり』

や・・・やさしさ (思いやり、協調性、調整力のある子)

- ・相手の個性を認め、おもいやりの気持ちが持てる子ども
- ・みんなで力を合わせることを、大切にする子ども
- ・仲間の中で自分の主張を言うことができ、相手の気持ちも受け止めることができる子ども

か・・・かしこさ (興味関心を持って自ら取り組む子)

- ・自分のやりたいことを見つけ遊べる子ども
- ・体験を通して、感じる事・考える事が出来る子ども
- ・感動し、驚き、疑問を持ち、考え、表現できる子
- ・自然の変化に気づき、環境に興味・関心が持てる子ども

た・・・たくましさ (心身ともに健康で、最後までやり抜く子)

- ・丈夫で体力のある子ども
- ・元気よく友達と遊ぶ子ども
- ・自分でできることを最後まで頑張る子ども
- ・自分で考え行動する子ども

(3) 教育・保育の内容『自らの可能性を広げる4つの環境』

1. 子どもの主体的な活動を促す環境 <生活力>

主体的な活動をする子どもとは、自ら課題を見つけ、自ら考え行動する子ども(やらされる、やってもらう活動から、自分でやる活動)のことです。そのために、自ら環境に働きかけることを促していきます。この環境とは、空間だけのことを言うのではなく、人的(保育教諭(チーム)、異年齢、地域)、物的(特定の活動を規定する遊具から、自分で工夫する遊具)、空間(自然などの屋外空間、コーナーなどの室内空間)もあります。それらの環境の中で、子どもが、無理のない選択と自己決定、発達過程の確実な習得をする教育・保育をめざし、個と集団を保障(個と集団の両立から、相互作用)する環境を整えていきます。

2. 子どもの自発的な活動としての遊びを保証する環境<自立心>

保育室を整え、子どもの自発的な活動、子どもが主体的にかかわることができるよう環境を提供します。子どもは、受身型から参加型へ変わり、「教える教育・保育」から「子ども自ら活動する教育・保育」への発想の転換をします。保育教諭は「先生」ではなく、支援者として引き出し役や、進行役になります。ただし基本的な部分や、体験をしないとわからないことも当然あるので、教えるべき点と任せて(失敗することも含め)見守っていく部分のバランス、その子どもの育ちに合わせて見極めていくのが保育

教諭の専門性になります。やってあげる教育・保育から、それぞれの子どもの違いを認め、それに寄り添い、自立を促す見守る教育・保育です。そして、子ども集団を、ねらいに応じた集団、生き生きと活動できる集団、発達が保障される集団と考え、クラスと異年齢による教育・保育活動などを柔軟的に運用します。

3. 子ども一人ひとりの特性に応じた環境 <個性>

一人ひとりが自ら活動する教育・保育を実践すると、保育教諭から何を与えるかという課題から、子どもが何を受け取れるかという課題にかわります。当然、「平等」という考え方もかわってきます。みな等しく同じものを与えることから、一人ひとりに寄り添い、個の願いを必然的に大切にした活動になっていきます。保育教諭は関係する職員と園児の願いを共有し、その育ちをサポートするための手立てを行います。

4. 人との関わりを大切にした環境 <社会性>

保護者、保育教諭、子どもに関わる全ての人たちが、この言葉を意識し、子ども一人ひとりの成長と一緒に考え、喜び、次へのステップになるよう、子どもを見守っていくことが大切だと考えています。

同年齢・異年齢・保育教諭や地域の方など様々な人の出会い、ふれ合う中で『自己主張』すること、『我慢』をすること、『感情をコントロール』することを学び、社会性を身につけていきます。社会生活において、大切とされることを園生活の中で行っています。ご家庭でもこれらを大切にしていただきますようお願いします。

(4) デイリープログラム（一日の流れ）

0. 1. 2歳児 (3号認定)	時間の 目安	3. 4. 5歳児 (2号認定)	3. 4. 5歳児 (1号認定)
活 動		活 動	
登園	7：30	登園	一時預かり
自由遊び	8：30	自由遊び	
おやつ	8：30 9：00	登園 自由遊び	登園 自由遊び
クラス活動	9：00	クラス活動	クラス活動
給食	11：20	給食	給食
お昼寝	12：40	お昼寝	お昼寝
	14：50	おやつ	おやつ
おやつ	15：00	自由遊び	自由遊び
自由遊び	15：30	縦割り保育による 自由あそび	降園 一時預かり
随時降園 ※保育短時間認定は16：30まで、保育標準時間認定は18：30までの利用となり、それ以降は別途延長保育の申し込みが必要です。	16：15	随時降園 ※保育短時間認定は16：30まで、保育標準時間認定は18：30までの利用とな	一時預かりは 16：30まで利用 が可能です。 それ以上の保育を必要とされる場合は認

		り、それ以降は別途延長保育の申し込みが必要です。	定の切り替えが必要です。
延長保育 順次降園 最終降園時間	16:30 19:00	延長保育 順次降園 最終降園時間	

※時間はおよその目安です。

※土曜日は保育を必要とする2・3号認定の子どもが対象となります。(異年齢合同保育)

(5) 主な年間行事

入園式・保育参観・運動会・クリスマス会・卒園式

※行事の日程及び内容は「行事予定表」でご確認ください。

※季節を感じられる行事を大切にしながら、子どもがやりたい、やってみたいという気持ちを大切に豊かな体験を通して成長していくことができる環境として、「行事」を構成します。その中では技能の習得や成果を求めるだけでなく、協調性や子どもがやり遂げる過程、達成感を大切に取り組んでいきます。

(6) その他の事業

① 一時預かり・延長保育

保護者の仕事の都合、または園長が認める事由により保育が必要となった場合、第8条記載の一時預かり・延長保育を利用することができます。

② 障害児保育

心身に障害を有し、かつ集団保育が可能な子どもを受け入れ、健常児とともに保育することにより、障害児の成長・発達の促進を図り、障害児に対する理解を深めます。

第10条 給食・おやつの提供

献立は栄養士が立て、業務委託している業者が施設内の厨房で調理します。和食を中心とし、季節や行事に合わせた給食・おやつを提供します。子どもの健康と健やかな発達を考え必要な栄養素やカロリーが摂取できる献立を作成します。

園で子どもが口にする食材は、ご家庭にてアレルギーの安全を確認しているものとします。毎月の献立表をよく確認してください。食べたことのないものがある場合には給食の提供はできません。子どもの安全を考慮しお弁当を持参いただきます。

※園外保育など行事によりお弁当持参を保護者にお願いする日があります。

※園で提供する給食・おやつについては、食品衛生上持ち帰ることは一切できません。

(1) 離乳食について

離乳食は特に、家庭と園が連絡を密にとり、子どもの育ちを見ながら安全にすすめていきます。

(2) 食物アレルギーの対応について

〈すべての保護者へのお願い〉

食物アレルギーはアナフィラキシーショックを引き起こす危険性があるため慎重に対応します。

乳幼児期では、牛乳(育児用ミルク)、鶏卵、牛乳、小麦、大豆、そば、甲殻類(エビ、カニ)、ピーナッツなどがアレルギーのおこる頻度の高い食品として挙げられます。食物を摂取し、上記症状があつた場

合は医療機関への受診をしてください。

〈食物アレルギーと診断されたら〉

- ・医師の診断以外では除去食の対応はしません。
アレルギー除去食が必要な場合、医師の診断に基づき所定の申請書を園にご提出ください。
- ・除去など園での対応が出来ないと園長が判断した場合は、お弁当の持参となります。
- ・誤食による事故防止のため、アレルギー除去食についてはアレルギー専用机、食器を使用します。
- ・食物アレルギーの子どもには月末にメニュー表確認など別途お願いする事があります。
- ・申請がない中でアレルギー症状と思われる様子が見られた場合、園から連絡をしますので医療機関への受診をお願いします。
- ・保護者からアレルギーの申請がなく、教育・保育中にアレルギー症状（ショック症状）を起こした場合、責任を負いかねます。命に関わりますのでアレルギー対応については細心の注意をお願いします。

（3）宗教上の除去について

宗教上の除去食について、園での対応ができないと判断した場合はお弁当持参となります。

第11条 利用料金

（1）教育・保育にかかる利用者負担額（利用料）

- ①塩尻市が定める特定教育・保育施設利用料をお支払いいただきます。
- ②教育および保育時間は月額で定められています。欠席する日や月がある場合でも、在籍されている期間中は、その月の保育料を全額納めていただきます。
- ③入退園において、月の途中となった場合、日割りでの請求となる場合があります。

（2）延長保育・一時預かりにかかる費用

- ①1号認定子どもが、一時預かりを利用された場合は、別途利用料金をお支払いいただきます。
一時預かりの対象となる場合は、書類申請が必要となります。
- ②2・3号認定子どもが、延長保育をご利用された場合は、別途利用料金をお支払いいただきます。
- ④18:00に延長保育のおやつを提供します。延長保育の利用申込をされている方で、仕事などの都合により延長保育が必要でなくなった場合は当日の17:30までにお知らせください。

（3）教育・保育において提供される便宜に要する費用及び特定負担額

- （1）に便宜に要する費用として園では、第9条に掲げる教育・保育を提供するにあたり、必要となる物品の購入や行事への参加等に係る実費をお支払いいただきます。

区分	項目	負担額
給食費	給食費（1号認定）	4,500円／月（非課税）
	主食代（2号認定）	600円／月（非課税）
	副食費（2号認定）	4,500円／月（非課税）
一時預かり	1号認定	30分 1,400円／月（非課税）
延長保育	2号・3号認定	30分 700円／月（非課税）
緊急長時間保育		30分 100円／回（非課税）
時間外保育料	閉園後の送迎	30分 2,500円／回（非課税）
延長おやつ	18時00分以降利用の方	50円／回

実費徴収	カラー帽子 お昼寝用コットマット 災害共済給付制度	入園児購入 2,970円 (税込) 入園児購入 3,300円 (税込) 年間 220円 (非課税) ※共済掛金285円 うち65円は園負担
上乗せ徴収	特色ある教育拡充費	3歳以上 1,000円／月 (非課税)

※その他、園生活に必要な教材・衣服・園外保育に係る費用・保護者会が定める会費、写真代などの実費費用が発生します。

※給食は月額で定められています。欠席する日がある場合でも、在籍されている期間中は、その月の給食費、主食代を全額納めていただきます。

※給食費は食材料費の変更があった場合、負担額が変更になる場合があります。

(4) 園児・保護者・その他家族等の故意、過失または趣向により、保育室等または備品につき、通常の保守管理の程度を超える補修が必要となった場合には、保護者の費用により原状に復するか、または相当の対価を納めていただくことがあります。

第12条 利用料金の支払い方法

(1) 支払方法

毎月月末に締め切り、翌月の15日頃に請求書をお渡しします。

支払い方法は、原則として口座引き落としでお願いします。なお、口座引き落とし手続き完了までに約2~3ヶ月かかります。それまでの支払いにつきましては、銀行振込でお願いします。

● 口座引き落とし

ご利用月翌月の28日（休日の場合は次の営業日）に指定口座より引き落とされます（口座振替委託手数料は別途利用者負担となります）。

※本手数料は金融機関が利用者負担金を回収するための費用であり、残高不足等の理由で引き落としが出来なかった場合にも発生しますのでご承知下さい。

※毎月、口座残高を必ずご確認下さい。

※預（貯）金通帳の摘要欄には「ホイクリョウ」等と印字されますのでご承知下さい。但し、金融機関によっては異なる場合もあります。

● 銀行振込

・ご利用月翌月の28日（休日の場合は次の営業日）までにお振込み下さい。

・振込み手数料は保護者負担となります。

(2) 支払いを遅延された場合について

サービス利用料の支払いを納付期限日の翌月から数えて2ヶ月以上遅延された場合は、原則として契約書第12条の規程により契約を解除し、未収金についての対応を弁護士に委任します。

(3) 領収書

領収書は、保護者の各保護者口座振替用通帳の印字とし、領収書の交付に代えさせていただきます。ただし、領収書が必要な方はお申し出ください。領収書の再発行は行っておりませんので、大切に保管して下さい。

第13条 利用の開始・終了に関する事項

市・区より保護者が認定を受け、利用開始日から、教育・保育の提供を開始するものとします。

子どもが、次に該当する場合は、教育・保育の提供を終了するものとします。

- (1) 子どもが小学校へ就学したとき
- (2) 子どもの保護者が「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき
- (3) 園の利用を継続することが困難な事由があるとき
- (4) 利用契約書の第9条及び第12条に該当するとき

第14条 損害賠償

損害賠償については、園では、あいおいニッセイ同和損保、および日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に加入しております。なお、賠償すべき事故等が発生したサービスによっては、同サービスの委託先業者が加入する保険等を適用する場合があります。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの加入に関してはあらかじめ保護者の同意の下、子どもの名簿を提出することになっております。『独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について』をお読みいただき、加入手続きにご協力ください。

第15条 病気・与薬・ケガについて

園では衛生管理に十分注意しておりますが、集団生活の場であるため、病気などに感染する可能性があります。子どもにそのような兆候、様子がみられた場合は、早めの受診、休養など、感染予防をお願いします。

(1) 病気について

- ① 毎日の子どもの体調の変化にはご家庭でも十分気をつけてください。
- ② 登園前に必ず体温を測っていただき（検温）、連絡帳に記入してください。
- ③ 子どもの体温が37.5度以上ある場合は、登園を見合わせ、園にその旨をご連絡下さい。
- ④ 発熱がない場合でも、全身症状により体調不良が見受けられる時は医師の診断を仰ぐようにしてください。
- ⑤ 前日までに病気などで園を欠席していた場合や、いつもと違う様子がみられる場合は、当日の教育・保育をお受けできない場合もあります。
- ⑥ 教育・保育中に体温が37.5度以上もしくはいつもと違う様子（体調・機嫌など）が見受けられる場合は、保護者にご連絡をします。

※園は集団生活の場です。感染を防ぐためにお迎えをお願いした場合は速やかにお迎えにご協力ください。

- ⑦ 次の病気（学校伝染病）の時は医師の登園許可が出るまで登園を見合わせてください。

『登園許可証』を提出してください (医師の診断・記入)	『治癒証明書』を提出してください (医師の診断に従って保護者記入)
<p>〈第二種伝染病〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・麻疹 ・流行性耳下腺炎 ・風疹 ・水痘 ・咽頭結膜炎 ・百日咳 ・結核 <p>〈第三種伝染病〉</p>	<p>インフルエンザ</p> <p>新型コロナウィルス感染症</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・腸管出血大腸菌感染症 ・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎 〈他の伝染病〉 ・溶連菌感染症 ・ウィルス性肝炎（A型） ・手足口病 ・伝染性紅斑 ・ヘルパンギーナ ・マイコプラズマ肺炎 ・流行性嘔吐下痢症 ・伝染性膿痂疹 ・その他 	
---	--

- ⑧ 教育・保育中に感染症の疑いが見られた場合には、保護者のご了承を得ないで隔離するなどの対応をする場合があります。
- ⑨ 子ども及び、保護者はじめ同居のご家族が、感染症に罹患された場合、速やかに園へご連絡ください。
- ⑩ アレルギー・熱性けいれん・その他持病をお持ちの場合は必ず園へご連絡ください。
- ⑪ 入園後に病気が判明した場合、発病した場合は、その都度、園へご連絡ください。

（2）園での薬の扱いについて

- ① 基本的には園では、薬の投薬はいたしません。
- ② 持病のため、やむを得ず教育・保育時間内に薬を服用しなければならない場合は、処方箋・くすりの連絡票に必要事項を記入の上、処方された時の薬袋に一回分のみ個包して必ず保育教諭にお渡しください。（必ず名前を記入）
- ③ 薬は医師の指示に基づいて、その定時に定量を投薬します『熱が上がったら』『かゆがったら』など症状による判断での投薬はできません。
- ④ 薬の処方について、園で飲まなくてもよいように朝、夕の1日2回にもしくは、登園前、降園後、就寝前の3回にするなど医師と十分ご相談ください。
- ⑤ 薬は子どもを診察した医師が処方して調剤したもの、または、その医師の処方によって薬局で調剤されたものに限ります。保護者の個人的な判断で持参した薬は受けません。
- ⑥ 慢性の病気（気管支炎・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎など）のように経過が長引くような病気の日常における投薬や処置については、主治医または、嘱託医の指示に従うと共に、相互の連携が必要となりますので、診断書に必要事項をご記入のうえ、必ず園長までお知らせください。

（3）ケガについて（事故発生時の対応について）

- ① 園では安全に配慮して教育、保育を行っています。ただし乳幼児が成長・発達する過程では、突発的な行動に伴ってケガをすることもあります。教育・保育中にケガをした場合は、園で応急処置を行うとともに、園長の判断により保護者へ連絡します。
- ② 園長が医師の診察が必要と判断した場合は、専門医を受診します。緊急性が高い場合は救急車による救急搬送を行います。
- ③ 病院で受診するとき（緊急の場合は受診後）、もしくはお子さんの状態をお伝えするときは保護者へ連絡をします。緊急を要することもありますので、連絡先は必ず連絡が取れる連絡先をご登録ください。
- ④ 登園前にケガをされた場合には、登園時に受け入れをする保育教諭に必ず伝えていただき、連絡帳に

もあわせて記入して下さい。

- ⑤ 登園された際、ケガの症状により園長が病院での処置が望ましいと判断した場合には、保護者に病院受診をお願いする場合があります。
- ⑥ ケガの状況に応じて、ご家庭で安静、もしくは様子をみていただいたほうがよい場合もありますので、判断に迷う場合は医師にご相談ください。
- ⑦ 成長や発達過程で、かみつきやひつかきや、言葉のトラブルが見られるようになります。園でもトラブルを未然に防ぐよう努めていますが、子ども同士でトラブルが起こった場合には、必要に応じて双方の保護者に園よりお伝えします。
- ⑧ 子どもの行動がケガの原因となることもあります、乳幼児の成長・発達過程によるものである点も含めご理解をいただき、過度に対象児を問い合わせたり、その保護者へ謝罪を要求することなどはお控えください。
- ⑨ 日常生活の中では、予測のつかない事故が起こり得ることがあります。教育・保育の上での事故を未然に防ぐため、園内環境を整え、安全点検、職員同士での連携、園内外での研修の実施等の措置を講ずるよう努めます。

(4) アレルギー疾患について

アレルギー性鼻炎、気管支ぜんそく、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、動物アレルギー等があります。これらのアレルギーの診断を受け、現在通院中で園での生活において特別な配慮や管理が必要という場合は、医師の診断に基づいた「アレルギー除去食実施申請書」「生活管理指導表」の提出をお願いします。

(5) 乳幼児突然死症候群（SIDS）から赤ちゃんを守るために

(出典：厚生労働省ホームページ)

乳幼児突然死症候群（SIDS）は、1歳未満児までの健康な赤ちゃんが何の兆候もなく死亡するというものです。この病気はいつどこで発症するかわかりません。園でお子さんをお預かりしている時に突然起こるかもしれません。保護者は、この病気の特徴等をご理解いただくようお願いします。

① SIDSの特徴

- ・ほとんどが昼夜を問わず睡眠中に起こっています。

- ・苦しむことなく、亡くなってしまいます。
- ・生後2ヶ月の赤ちゃんから、2歳ごろまで発症する可能性があります。（2～6ヶ月が多い）
- ・乳児期の死亡原因の上位となっています。
- ・SIDSの原因、遺伝するかどうかなどはわかつていません。

② 注意ポイント

- ・敷き布団やマットレス、枕は子ども用に固めのものを使用する。
- ・寝ている子どもの顔の近くに、口や鼻を覆ったり、首にまき付けてしまったりするものを置かないようにする。
- ・赤ちゃんをうつぶせ寝で寝かせない。
- ・暖めすぎない。
- ・妊娠中、並びに少なくとも生後1歳になるまでは、赤ちゃんの周りで喫煙しない。

③ 園での対応

- ・ 園では、睡眠時 0. 1. 2歳は15分毎に、顔色、呼吸などのチェックを行い、SIDS発生の早期発見に努め最善の対処ができるようになります。
- ・ タオルケット、綿毛布など薄手の物をご用意ください。枕は使用しません。

第16条 緊急時等の対応方法

- (1) 園は、以下の医療機関と嘱託契約を締結しています。

①園医（内科）

医療機関の名称	医療法人元政会 今井医院
医師名	今井 俊輔
所在地	塩尻市広丘吉田3003
電話番号	0263-58-1165

②園医（歯科）

医療機関の名称	医療法人 弘仁会 鴨居歯科医院
医師名	鴨居 弘樹
所在地	塩尻市大門一番町16-14
電話番号	0263-52-0118

④ 園薬剤師

名 称	有限会社 小松薬局
薬剤師名	小松 稔
所在地	塩尻市大門69番地4
電話番号	0263-52-0430

第17条 安全対策

園では、以下の安全対策を実施します。

- ① 防犯カメラ・さすまた・電気錠が設置されています。
- ② 子どもに防犯訓練を実施するとともに、職員には防犯研修を行います。
- ③ 降園時の送迎について
 - ・入園時に登録していただいた送迎者以外に方には子どもを引き渡しません。
 - ・子どものお迎えを代理の方に依頼される場合には、保護者より事前の連絡が必要となります。
 - ・当日変更の場合は、必ずお迎え予定者だった方より、変更の電話連絡をしてください。

第18条 災害対策 各地域により作成表内は可変：参考 多治見こども園

大雨・洪水・暴風 警 報 発 令 時	・原則として教育・保育を継続します。
避難勧告・避難指示 特 別 警 報 発 令 時	・園長が状況判断を行い、必要に応じて休園。 ・保育中に発令された場合は、園長が状況判断を行い、必要に応じて迎えを要請。
地 震 注意 情 報 発 表 時 警 戒 宣 言 発 令 時	・園長が状況判断を行い、必要に応じて休園。 ・保育中に発令された場合は、園長が状況判断を行い、必要に応じて迎えを要請。
避 難 訓 練	・火災及び地震、水害等を想定した訓練を月1回実施。 ・防犯訓練および引き渡し訓練を実施。
非 常 災 害 用 備 蓄	・飲料水 3日分 非常用食料 3食分 応急手当セット ・懐中電灯 携帯電話 各1個 スコップ 2本 ブルーシート

※避難訓練は様々な時間を想定して行います。お迎え時などの時間の場合はご協力お願いします。

第19条 虐待の防止のための措置

園は、子どもの人権の擁護、児童虐待防止のため、虐待防止に関する研修を職員に実施します。また、虐待を受けている恐れがある場合は、早急に事実確認を行うとともに、防止策を講じ、関係諸機関へ報告します。

第20条 苦情等の受付・解決の方法

(1) 苦情窓口

苦情に対して役割を明確にし、誠意を持って対応いたします。

苦情解決責任者	園長 宮越 淳子
苦情受付担当者	主幹保育教諭 小沢 紗理奈
第三者委員	グレイスフル塩尻第三者委員

(2) 苦情解決の方法

① 苦情の受付

- ・面接、電話、書面等により苦情受付担当者が受け付けます。
- ・面談 電話など口頭での苦情を受け付ける際に解決に努めるため、記録として録音する場合があります。また、録音された記録を関係諸機関および第三者委員へ資料として提供することができます。
- ・第三者委員に直接申し出ることもできます。

② 苦情解決のための話し合い

- ・苦情解決責任者は、苦情申出者と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出者は第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。

第21条 その他留意していただきたいこと

(1) 家庭との連絡

子どもの健やかな成長のため、毎日の生活がより良いものとなるよう、子どもの様子を家庭と園の双方で把握することが大切であると考えています。そのため、保護者には以下をお願いします。

- ① 登園時に子どもの健康状態・機嫌など、いつもと違った様子が見られる、感じられる場合は、必ず登園時に受け入れをする保育教諭に口頭でお伝えください。
- ② 家庭と園との連絡のために、毎日個人の連絡帳の記入と確認、各クラスの様子をお伝えする掲示等を登降園時に確認して下さい。
- ③ 毎月、園だより・クラスだより・献立表などを発行し、翌月の予定やお知らせ・提出物・持ち物・クラスの様子などをお伝えしますので、必ず目を通して下さい。
- ④ 子どもは、園で経験したことや体験したこと、自分の思いや気持ちを保護者に伝えたいと思っています。園での様子を保護者も知っていただき、子どもと毎日の生活の様子を共有し、ご家庭でも年齢や成長に合わせたかかわりを持っていただくようお願いします。

(2) 連絡帳について

- ① 0. 1. 2歳児クラス：1日の子どもの様子を家庭と園で把握するため、健康状態・生活リズム・食事や睡眠、その他にもお迎え時間やお迎えの保護者確認のために活用します。必要事項に保護者の記入が無い場合や、連絡帳が提出されていない場合には、確認のため園から保護者に連絡をする場合があります。
- ② 3. 4. 5歳児クラス：保護者からの問い合わせ等があった場合及び、園からの連絡事項がある場合にのみ記入します。
- ③ 行事や教育・保育の状況などにより、連絡帳の記入ができない場合があることをご承知ください。

(3) 服装・持ち物

園では様々な経験や体験を通して、衣類の着脱をはじめとする自分の身のまわりのことができるようになっていきます。また、子どもが安全で楽しく集団生活を送るために下記内容についてご協力ください。

- ① 誤飲などの事故の原因になるもの（取れかけたボタンやスパンコール・ビーズなどの落ちやすい装飾）や、園生活では必要ないと思われる華美な服装は避けてください。
- ② 滑り台などで事故の発生リスクの高いフードつきの服は、園での着用は禁止です。
- ③ 毎日の服や靴は子どものからだのサイズに合ったものをご用意ください。
- ④ 使用した服や汚れ物は毎日持ち帰りいただき、清潔なものをご用意ください。
- ⑤ 名まえは見やすいところにはつきりと、ご記入ください。
(洗濯等の際には確認し、名前の消えかけているものは書き直してください。)
- ⑥ 各年齢別持ち物は「園のしおり」をご覧下さい。

(4) 園からのお知らせ・提出物について

- ① 園からのお知らせは必ずお読みください。また提出書類などについては、提出期限内に提出下さい。

② 次の場合は必ずご連絡ください。

- A 入園したときの教育・保育を必要とする要件が変更されたとき。
- B 保育認定の変更が必要となったとき。
- C 保護者の勤務先・緊急連絡先・自宅住所・電話番号などの変更があったとき。
- D 長期にわたり欠席するとき、退園するとき。
- E その他必要と思われることは園にご連絡ください。

※緊急連絡が必要になった場合に、保護者から変更の申請がなく、連絡が取れないとき、園側は一切の責任を負いかねます。

(5) その他

① 眼鏡をかけている子どもについて

園での活動中や、他の子どもとのかかわりの中でレンズに傷がついたり、破損することがあります。
尚、その場合の補償について園は一切負いかねます。

② 園内での個人的なプレゼント（おみやげ・誕生日プレゼント・バレンタインなど）は禁止です。

③ 危険やトラブルを防ぐため、貴重品や玩具など教育・保育に必要のない物を子どもに持たせないでください。また紛失されても園は責任を負いかねます。

④ 通園かばんや、手提げかばんに過度にキーホルダーを付けることはご遠慮ください。

⑤ 指定された日のお弁当以外、園内への飲食物持込みはできません。食中毒などの発生があると園の給食提供ができなくなることと、アレルギー除去食対応の子どももあり、安全面の配慮からです。すべての子どもの安全な教育・保育のため、ご理解・ご協力をお願いします。

⑥ 精神状況等による特異な行動、患部（皮膚剥離・浮腫み等）、検体（排泄物・嘔吐物等）を心身状態の観察把握の為に写真・映像として記録に残す場合があります。

⑦ 園内、周辺での宗教活動及び政治活動、営業活動はできません。

⑧ 園敷地内は禁煙です。また受動喫煙の恐れとなる園周囲での喫煙もご遠慮下さい。

⑨ この「重要事項説明書」は、制度の変更・その他の理由により、変更する場合があります。
変更のある場合は通知文でお知らせします。

（緊急を要する場合、年度途中の変更もあることをご了承ください。）

⑩ 保護者会については保護者会会則および細則に沿った運営を行います。

私は、本書面により、事業者（園長 宮越 淳子）から上記、幼保連携型認定こども園について重要事項の説明を受けたことを確認します。

また、この文書が利用契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

この重要事項説明書は2通作成し、保護者および事業者は署名または記名押印のうえ、各自その1通を保有します。

年 月 日

住 所		
園児 氏名		
保 護 者 氏 名	印	
園児から見た続柄		
緊 急 連 絡 先		

事 業 者	所 在 地	〒461-0004 愛知県名古屋市東区葵三丁目25番23号		
	名 称	社会福祉法人サン・ビジョン		印
	代表者名	理事長 唐澤 剛		
	電 話 番 号	052-856-3311	FAX	052-856-3355